

○国土交通省告示第六百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年六月十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道1号改築工事（水口道路・滋賀県甲賀市水口町名坂字西縄手地内から同市水口町泉字下川原地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 滋賀県甲賀市水口町名坂字西縄手、字太田及び字下代、水口町北脇字中切、字藤木、字山手及び字岡本、水口町北泉一丁目、水口町泉字念佛田、字畑ケ田、字田ノ丸、字揚木、字山之神、字三十六、字才子、字サイコ、字中ノ切及び字下川原地内

2 使用の部分 滋賀県甲賀市水口町名坂字西縄手、字太田及び字下代、水口町北脇字中切、字藤木及び字岡本、水口町北泉一丁目、水口町泉字念佛田、字揚木、字三十六、字才子、字サイコ及び字下川原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、滋賀県甲賀市水口町名坂字西縄手地内から同市水口町泉字下川原地内までの延長3.6kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道1号改築工事（水口道路）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道1号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、横浜市、静岡市、名古屋市、四日市市、大津市、京都市等を経て、大阪市に至る延長約799 kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、甲賀市の既成市街地を通過し、沿線には工業団地が立地しており、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通に広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず2車線又は3車線の道路であることなどから、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、甲賀市水口町北脇字藤木地内で26,809台/日、同市水口町北泉一丁目地内で23,531台/日であり、混雑度はそれぞれ1.62、1.48となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることなどから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマダラコガシラミズムシ、マルタニシ等が確認されている。オオタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されていないことなどから影響は小さいとされている。マダラコガシラミズムシ及びマルタニシ等については、同様の生息環境は計画路線の周辺に広く分布することなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズ

マツバ、シャジクモが確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、起業者は、滋賀県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和61年5月19日に都市計画決定され、平成21年3月2日に変更決定された都市計画と、交差点部の隅切り等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長からなる地域高規格道路甲賀湖南道路整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、

それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 滋賀県甲賀市役所